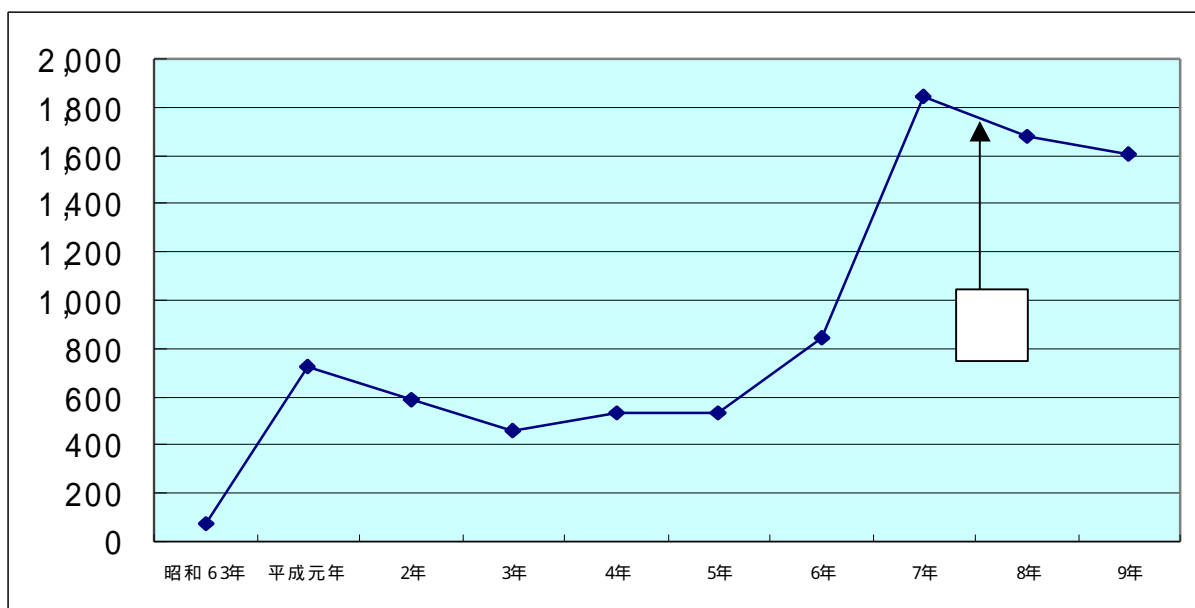


4 - (2) トレーラーハウス (建築基準法等 ;建設省等)



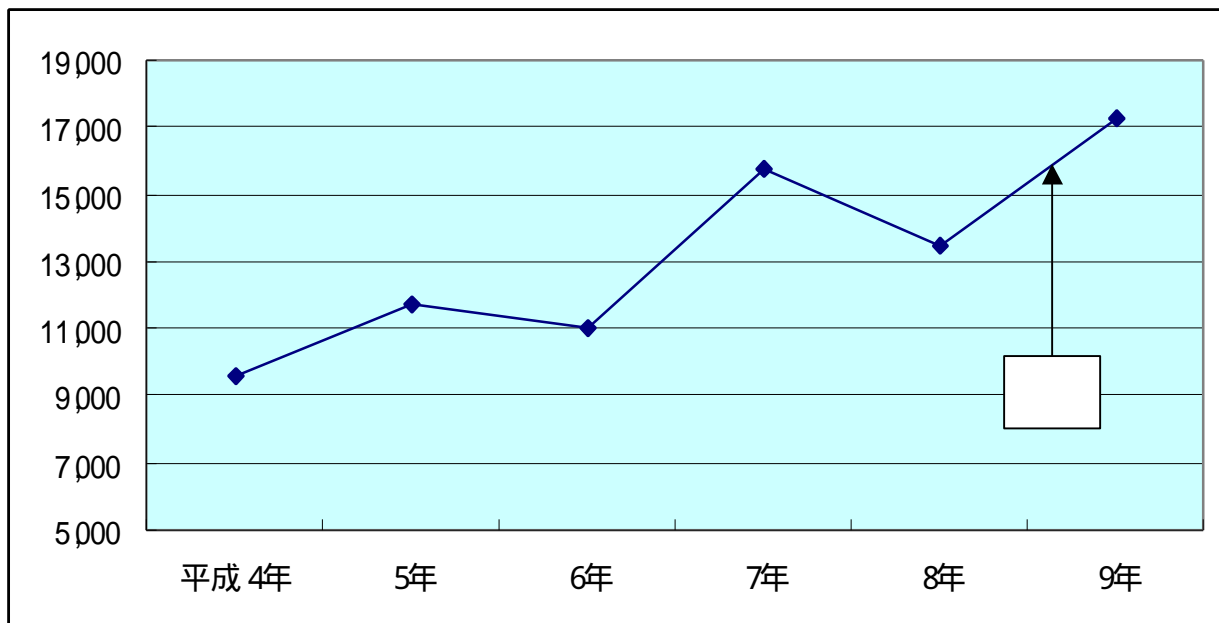
単位 :台 (トレーラーハウス・セミトレーラー;住居用又はキャンプ用のキャラバン型の輸入数量)

出所 :日本貿易月表

OTO案件との関連

事項名	番号	対策本部決定・各所管官庁における当初の対処方針	現 状	備 考
(キャンピング・トレーラー用ガス温風ヒーター)	88363	(財)日本ガス機器検査協会において、サンプル調査を行っているところであり、得られた技術的データに基づき、通産大臣の特別認可が必要か否かも含め総合的に検討する。	調査の結果、平成5年4月、通産大臣の特別認可により承認された。	
(保管場所)	00206 92485 41402	モーターホームについて、自宅周辺以外の場所であっても一定の要件を満たす場合には保管場所の確保が可能となるよう、具体的な構想が出てきた段階で申立者と十分協議する。	平成7年8月 、モーターホームについても使用の本拠の位置として認め、保管場所証明を行うよう各都道府県警察に通達を发出。	
(建築基準法適用、新基準の整備等)	30401	トレーラーハウスのうち、本来の目的どおり使用されるものは建築基準法の適用を受けないこととし、その旨周知する。また、規格・基準の整備のための法令の整備について関係省庁が検討し、1年以内を目途に結論を出す。このため、提出される各種スペック等に関し検討する。	平成9年3月、トレーラーハウスのうち、規模、形態等により建築基準法に規定する建築物には該当しないものがある旨、通達により周知。また、規格・基準の整備に関しては、各種スペック等の調査が続けられている。	*
(けん引免許)	41402	被牽引車が軽量である場合には、牽引自動車を運転する能力があることで、被牽引車を牽引して運転する能力があると認めているものであり、このような軽量の被牽引車の基準として、車両総重量が750kg以下であることが定められている。	平成10年3月16日、けん引免許取得に関する個別苦情(OTO番号569)申立があり、現在、処理中。	

4 - (3) 大型自動二輪車(道路交通法;警察庁)



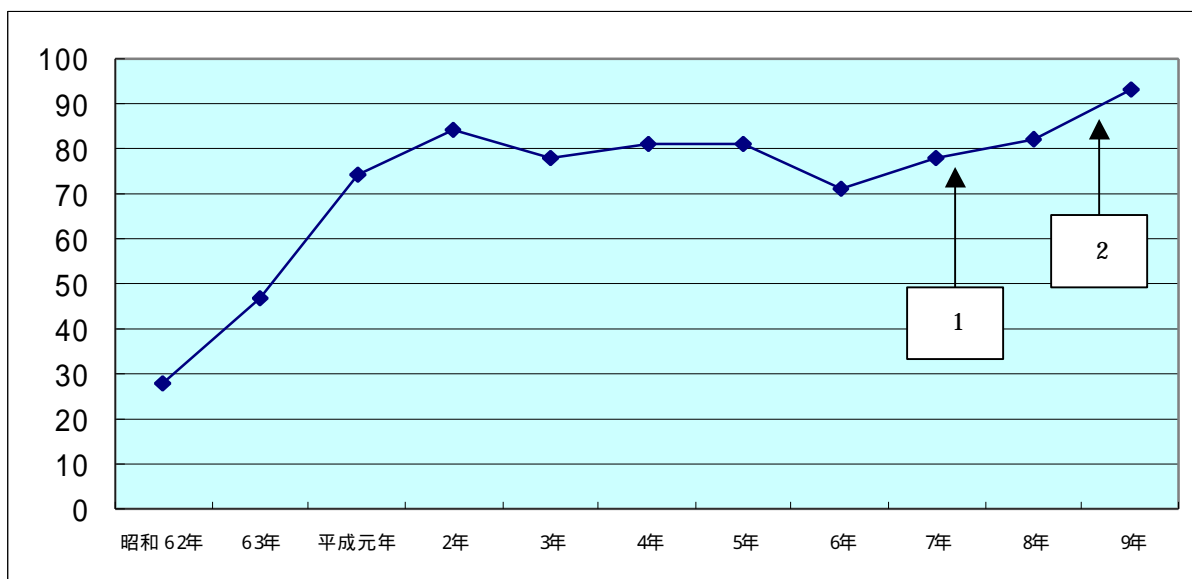
単位:台 (500cc 超、輸入数量)

出所:日本自動車工業界資料

OTO案件との関連

事項名	番号	対策本部決定・各所管官庁における当初の対処方針	現 状	備 考
(高速道路における二人乗り)	10303 21402	高速道路における自動二輪車の二人乗りの適否については、二人乗りの安全性について、問題提起者から提出されたデータ等の検討を行い、問題がなければ規制を見直すべき。	問題提起者から安全性に関する新たなデータ等の提出がなされることとなっていたが、新規データ等の提出はできない旨の回答があり、今後の対応について検討しているところ。	
(大型自動二輪車免許)	10303	指定自動車教習所における教習を修了し、技能検定に合格したものに對し、技能試験を免除する制度を平成8年度を目途に導入する方向で早急に検討すべき。また、排気量400ccを境に異なった技能試験を課すことの適否についての申立者側からのデータの提出を得て、引き続き検討を行う。	平成10年2月12日、本件に関する個別苦情(OTO番号566)申立があり、現在、処理中。 平成8年9月 、自動二輪車免許を廃止し、総排気量400ccを境に大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許を設け、大型自動二輪車免許について指定自動車教習所における技能検定制度を導入した。	
(高速道路における自動二輪車の速度制限)	10303	高速道路における自動二輪車の制限速度については、所管省庁より根拠となるデータを明示する。	データを明示したが、問題提起者から不十分なデータであるとの認識が示されたため、過去の事例に即した調査・分析等を行い、追加資料を問題提起者に明示することを考えている。平成10年2月12日、本件に関する個別苦情(OTO番号566)申立があり、現在、処理中。	

5 - (1) 外国法事務弁護士 (外弁法 法務省)



単位 :人(日本弁護士連合会登録者数(ストック))

出所 :日本弁護士連合会

OTO案件との関連

事項名	番号	対策本部決定・各所管官庁における当初の対処方針	現状	備考
(外国弁護士問題研究会)	00402 20601 21603	外国法事務弁護士に対する諸規制の在り方について、「外国弁護士問題研究会」において、国際的に通用する論理をもった結論を早急に出す。	平成4年9月(第1次)、平成8年12月(第2次)「外国弁護士問題研究会」を発足させ、平成5年9月及び平成9年10月の報告書の提言等を踏まえた法改正がそれぞれ行われた。 (1 平成7年1月及び平成10年8月施行) 。	
(国際仲裁代理の自由化)	20601	国際仲裁代理研究会において自由化の方向で検討し、同研究会において早急に国際的に通用する論理を持った結論を得るとともに、その結論を踏まえて速やかに法の整備を含めた必要な措置を講ずる。	法改正を行ない、国際仲裁事件手続について、準拠法のいかにかわからず、外国法事務弁護士及び外国で活動している外国弁護士が当事者の代理を行うことを自由化した。 (2 平成8年9月施行)	
(職務経験要件)	21603	原資格国における5年間の外国弁護士としての職務経験要件を廃止することは困難。	法改正を行ない、現行の5年を3年に短縮するとともに、原資格国以外の外国における原資格国法に関する法律業務を行った経験を算入できるものとした。(平成10年8月施行)	
(弁護士雇用の自由化)	21603	外国法事務弁護士による弁護士の雇用の禁止を解除することは困難。ただし、外国法事務弁護士と弁護士の共同経営に類似した特定共同事業を許容することにより、一定の法律事務を取り扱うことができるようになった。	法改正を行ない、特定共同事業の目的制限を緩和し、渉外的法律事件について、両者による包括的・総合的協力関係に基づく法律サービスが、最終的な解決に至るまで一貫して提供されることを制度的に保証する事業形態を可能とした。(平成10年8月施行)	
(第三国法の取扱い)	21603	外国法事務弁護士と弁護士が特定共同事業を営む場合には、その特定共同事業の対象とすることができるようになった。	法改正を行ない、書面による助言を受けて、いわゆる第三国法を取り扱えることとした(平成10年8月施行)。	

